

棟ごとに作成

第四号書式（第十七条の十四の二関係）(A 4)

構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第20条第2項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日  
 (一級) 建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇〇号  
 氏名 〇〇 〇〇  
 (一級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第〇〇〇号  
 名称 株式会社〇〇建築設計事務所  
 所在地 東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号  
 電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

委託者 〇〇 〇〇 殿

建築物の所在地	東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号
建築物の名称及び用途	〇〇邸 一戸建ての住宅
建築面積	〇〇. 〇〇〇 m <sup>2</sup>
延べ面積	〇〇. 〇〇〇 m <sup>2</sup>
高さ	1 最高の高さ 〇〇. 〇〇〇 m 2 最高の軒の高さ 〇〇. 〇〇〇 m
階数	地上 3 階 地下 0 階
構造	木造 一部 一造
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第1項第1号に掲げる建築物・・・高さが60mを超える建築物 2 法第20条第1項第2号に掲げる建築物・・・大規模な建築物 3 法第20条第1項第3号に掲げる建築物・・・中規模な建築物 4 法第20条第1項第4号に掲げる建築物・・・小規模な建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算・・・時刻歴応答解析 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算・・・ルート3 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算・・・限界耐力計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算・・・ルート2 5 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算・・・ルート1 6 その他(その他の場合、具体的な構造計算の方法を記入してください)
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	1 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
当該構造計算に用いたプログラム	1 名称( 構造計算プログラム名及びバージョン ) 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3 認定番号( )
備考	※他に構造計算により安全性を確かめた建築士 一級建築士 (国土交通大臣) 登録第〇〇〇号 〇〇 〇〇 (スラブ、小ばり、地中ばりの計算) ※令第137条の2を適用

棟ごとに記載

〔記入注意〕  
7

本建築士による安全証明書は別に添付される

令第137条の2又は令第137条の12を適用し構造計算を行う場合に記入

- 〔記入注意〕
- 1 構造計算を共同で行った場合においては、連名で証明してください。
  - 2 建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合にあつては、当該建築物の部分ごとにこの証明書を作成し、設計の委託者に交付してください。
  - 3 「建築物の区分」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
  - 4 「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。「6 その他」に該当する場合は、具体的な構造計算の方法を併せて記入してください。
  - 5 「別添の構造計算書に係る構造計算の方法」の欄は、「別添の構造計算書に係る構造計算の種類」の欄で1又は6のいずれかを選択した場合は記入する必要はありません。
  - 6 「当該構造計算に用いたプログラム」の欄は、プログラムを用いて構造計算を行った場合に記入してください。複数のプログラムを用いた場合は、すべてのプログラムについて記入してください。
  - 7 次の①から③までに掲げる場合に該当する場合は、「備考」の欄に、それぞれ当該①から③までに定める事項を記入してください。
    - ① この証明書に係る建築物の部分について構造計算によりその安全性を確かめた場合 その旨及び当該部分
    - ② この証明書に係る建築物の部分について他に構造計算によりその安全性を確かめた建築士がいる場合 その旨及び当該部分
    - ③ この証明書に係る建築物が法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物の部分の有する場合 その旨及び当該部分
  - 8 7②の場合にあつては、当該建築士が交付した構造計算により安全性を確かめた旨の証明書及びそれに添付された構造計算書を、この証明書に添えてください。